

[委員会からのお知らせ](#)

[第174回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年1月18日(木) 14:00~15:45

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

●動物用医薬品 8品目

- 1) フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフローール)
- 2) 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラ)
- 3) 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザワクチン「北研」)
- 4) リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口液、経口用ミコラル)
- 5) トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)
- 6) 豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」)
- 7) 塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチブルミンシロップ) 8) ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)
- 8) ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)

・農林水産省から説明。

・動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 抗菌剤で、牛の細菌性肺炎などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されているので、厚生労働省からも、ポジティブリスト制度関連で意見聴取されています。
- 2) 豚パルボウイルス(豚に死産、異常産を引き起こす)、豚丹毒菌(豚に敗血症やじん麻疹を引き起こす)、レプトスピラ(豚に流産や黄胆を引き起こす)を不活化したものを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。
- 3) 鳥インフルエンザウイルスを不活化したものを主剤とする鶏用の不活化ワクチンです。
- 4) 抗菌剤で、牛の肺炎の治療などに用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されているので、厚生労働省からも、ポジティブリスト制度関連で意見聴取されています。
- 5) 弱毒化したトリニューモウイルス(鶏に呼吸器の異常等を引き起こす)を主剤とする鶏用の生ワクチンです。
- 6) 豚丹毒菌(豚に敗血症やじん麻疹を引き起こす)を不活化したものを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。
- 7) 繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤で、肺炎の子馬でみられる呼吸器症状(発咳、鼻汁排泄など)の軽減などに用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されているので、厚生労働省からも、ポジティブリスト制度関連で意見聴取されています。
- 8) 多糖類の一種で生体成分。馬の非感染性関節炎の治療などに用いられています。

●農薬 7品目(1)~(7)全てポジティブリスト制度関連)

- 1) イマゼタピルアンモニウム塩
- 2) シクロエート
- 3) ジクロルミド
- 4) ゾキサミド
- 5) ピノキサデン
- 6) フルフェンピルエチル
- 7) プロボキシカルバゾン

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 2) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 3) 薬害軽減剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 4) 殺菌剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 5) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 6) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 7) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
- 1)~7)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

●動物用医薬品 10品目(1)~(10)全てポジティブリスト制度関連)

- 1) クマホス
- 2) クレンプテロール
- 3) 酢酸メレンゲステロール
- 4) セフォペラゾン
- 5) チルミコシン
- 6) ニトロフラン類(ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン及びフラクタドン)
- 7) パロモマイシン

- 8) フロルフェニコール
- 9) メチルブレドニゾロン
- 10) ラフォキサニド

・厚生労働省から説明。

・動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

・ニトロフラン類の評価に当たっては、ニトロフラソンの代謝物であるセミカルバジドの評価も必要であり、容器包装添加剤由来のセミカルバジドの検出状況や分析方法に関する知見も必要なことから、器具・容器包装専門調査会の専門委員を参考人として動物用医薬品専門調査会の議論に参加してもらうこととなった。

<参考>

- 1) 殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に伴い食品中に不検出とする農薬等の成分である物質として規定されています。
- 2) 繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤であり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 3) 合成ホルモン剤であり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 4) 抗菌剤であり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 5) 抗菌剤であり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 6) 抗菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に伴い食品中に不検出とする農薬等の成分である物質として規定されています。
- 7) 抗菌剤及び寄生虫駆除剤であり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 8) 抗菌剤であり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 9) ステロイド系消炎剤であり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 10) 寄生虫駆除剤であり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

●新開発食品 稲から生まれた青汁(取下げ)

・厚生労働省から申請取り下げについて説明。

・取下げとして処理することとなった。

(2) 器具・容器包装専門調査会における審議状況について

●「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート)について」に関する意見・情報の募集について

・とりまとめられた評価書案について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

・ポリエチレンテレフタレートとは、ペットボトルの主成分で、「PET」と略称することもあります。強靱性、耐薬品性、透明性に優れ、繊維、フィルム、食品用途では飲用ボトルやトレー等に使用されています。

・PETの使用は、現在はいわゆるコーヒー牛乳等の乳製品には使用が認められています。今回、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームに使用することについての申請が出されています。

(3) 新開発食品専門調査会における審議状況について

1) 「キリン ブナハリ茸」に関する意見・情報の募集について

・とりまとめられた評価書案について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 血圧の高めの方に適することを特定の保健の目的とする粉末形態の食品です。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

●新開発食品 2品目に係る食品健康影響評価について

- 1) 明治満足カルシウム
- 2) カルシウム強化スキム

・事務局から説明。

・「適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断できる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 骨粗しょう症になるリスクを低減することを特定の保健の目的とする乳飲料形態の食品です。

2) 骨粗しょう症になるリスクを低減することを特定の保健の目的とする粉末スキムミルク形態の食品です。

●動物用医薬品 5品目の再審査に係る食品健康影響評価について

- 1) 鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))
- 2) 鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))

- 3) 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED混合生ワクチン、スイムジェントGE/PED)
- 4) 豚オーエスキー病不活化ワクチン(“京都微研”豚オーエスキー病不活化ワクチン)
- 5) セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)

・事務局から説明。

・鶏マレック病2品目、豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン、及び豚オーエスキー病不活化ワクチンの4品目については、「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

・セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)については、「提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日の一日摂取許容量(ADI)を見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1)、2) マレック病ウイルス、七面鳥ヘルペスウイルスを主剤とする鶏用の生ワクチンです。
- 3) 伝染性胃腸炎ウイルス、豚流行性下痢ウイルスを主剤とする豚用の生ワクチンです。
- 4) 不活化したオーエスキー病ウイルスを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。
- 5) 抗菌剤で、牛の肺炎、豚の胸膜肺炎などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(5) 平成19年度食品安全モニターの募集について(案)

・事務局から説明。

・平成19年度の食品安全モニターの募集について、事務局において募集の手続を進めることとなった。

(6) 食品安全委員会の12月の運営について(報告)

・事務局から報告。

(7) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成18年12月分)について

・12月中に寄せられた151件について事務局から報告。

・問い合わせの多い質問等として、ノロウイルスに関する質問が紹介された。

(8) その他

● 宮崎県で発生した鳥インフルエンザについて

・鳥インフルエンザウイルスのまん延防止措置について、農林水産省、宮崎県等へ引き続き対応をお願いするとともに、委員長談話で発表したとおり、これまで鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は世界的に報告がないことから、国民の皆様へ冷静な対応をお願いした。

なお、委員会としては、鶏肉や鶏卵の安全性という観点から、今後とも適切な情報提供に努めていくこととなった。

● 欧州食品安全機関(EFSA)との協議の概要について

・EFSAは、委員会と同様、リスク管理機関から独立した専門のリスク評価機関であり、リスク評価やリスクコミュニケーション等について、相互に協力することが非常に重要であることから、今後とも協力に向けた取組を進めていくこととなった。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー